

# 令和2年第1回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和2年3月3日（火曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	西 岡 潤 君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 行政報告（町長）＜P 4～P 6＞
- 日程第 5 行政執行方針（町長・教育長・農業委員会会長）＜P 6～P 17＞
- 日程第 6 報告第 5 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 17～P 18＞
- 日程第 7 議案第 10 号 定住自立圏形成協定の変更について＜P 18～P 19＞
- 日程第 8 議案第 11 号 足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更について＜P 19＞
- 日程第 9 議案第 12 号 十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更について＜P 19～P 20＞
- 日程第 10 議案第 13 号 町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例＜P 20～P 21＞
- 日程第 11 議案第 14 号 足寄町公の施設条例の一部を改正する条例について＜P 21～P 22＞
- 日程第 12 議案第 15 号 足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例について＜P 22～P 23＞
- 日程第 13 議案第 16 号 乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例＜P 23～P 24＞
- 日程第 14 議案第 17 号 足寄町医師等修学資金貸付条例及び足寄町介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例＜P 24～P 25＞
- 日程第 15 議案第 18 号 足寄町営住宅管理条例の一部を改正する条例＜P 25＞
- 日程第 16 議案第 19 号 足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例＜P 25～P 26＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和2年第1回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、11番木村明雄君、12番井脇昌美君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 昨日開催されました、第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日3月3日から3月16日までの14日間とし、このうち、4日から10日までと14日から15日までの計9日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日3月3日は、初めに議長の諸般の報告を行います。

次に、町長から行政報告を受けた後、町長、教育長、農業委員会会長から行政執行方針を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第5号の報告を受けます。

次に、議案第10号から議案第19号まで

を即決で審議いたします。

11日は一般質問などを行います。

12日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承をお願いいたします。

なお、議案第20号から議案第29号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第30号から議案第39号までの新年度予算案については、後日、提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの14日間に決定をいたしました。

なお、14日間のうち、4日から10日までの7日間と14日、15日の計9日間は休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、9日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、3月5日木曜日の午後4時まで

でありますので、よろしく願いをいたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

### ◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、2件の行政報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症に対する足寄町の対策状況について御報告いたします。

新型コロナウイルスは本年1月15日に神奈川県において国内初となる感染症が確認されて以降、国内の複数の地域で散発的に感染が拡大し、1月28日には道内でも初の感染者が確認されました。その後、道内ほぼ全域で感染者が発生し、2月25日には初の死亡者が出たほか、27日には十勝管内でも感染者が発生するなど現在は道内において70人を超える感染者数となっており、急速に感染が拡大している状況にありますことから、現時点における本町の対応について申し上げます。

当町では道内初の感染例の公表を受け、国や北海道など関係機関から新型コロナウイルスに関する正確な情報収集を行うとともに、1月29日から防災行政無線でせきエチケットや手洗いなど、感染予防に係る注意喚起を行っているほか、2月10日からは町ホームページにて感染予防に係る注意喚起や新型コロナウイルスに関する情報提供を行ってきた

ところであります。

また、これまで新型コロナウイルスの感染状況等の情報を共有するため、2月13日に各課部局長への情報提供を行い、21日には町長以下各課部局長による新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催し、町内で発生した際の対応体制を確認するとともに、予防対策内容や衛生用品の備蓄状況の確認をいたしました。また、役場、町民センターほか主な公共施設等へのアルコール消毒液配備、全ての公共施設への感染症予防や相談の目安に関するポスターの掲示を行うことなどを確認し、既に対応を完了させております。

その後、道内で感染拡大及び国において新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が示されたことから、25日に町長を本部長、副町長、教育長、国保病院委員長を副本部長とし、各課部局長で構成する新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところであります。

対策本部会議では、連絡会議で確認した衛生用品の備蓄状況を再確認し、感染症予防対策リーフレットの新聞折り込みや自治会回覧等の住民周知、町主催の各種行事等の対応についてなどを確認し、感染拡大予防のため3月中における多数の方が出席、参加される会議、事業については延期または中止とすることとしました。また、各団体主催事業についても中止となる事業もあることから、自治会回覧やホームページで中止事業についての周知を行うこととしております。また、問い合わせや相談の窓口を福祉課とし、住民の不安解消に努めていきます。

そのほか、役場内における取り組みといたしましては、職員に手洗い、せきエチケットの励行を呼びかけているほか、患者輸送車両運転手や確定申告事務従事者にマスクを配付し感染防止を図るとともに、手づくりマスクの普及などにも取り組んでおります。

また、子どもセンターでは2月27日から保護者や外部からの立ち入り制限を開始しており、特別養護老人ホームにおいては職員の

検温や携帯用アルコールジェルの所持を行っているほか、入所者の面会中止、短期入所の受け入れ中止等を行って感染予防を図っています。国保病院におきましても、昨年から行っている入院患者の面会制限を引き続き行っているところです。

町内介護福祉施設への対応といたしましては、北海道から出されている感染防止の留意点等についての通知を周知し、適切な対応を呼びかけるとともに衛生用品の備蓄状況などについて確認を行っております。また、介護施設等の調理部門の情報交換なども行い、不測の事態に備えることとしております。

さらに、2月26日、北海道教育委員会教育長から道内小中学校全校の休校について要請がありましたことから、本町といたしましても2月27日から3月4日までの1週間、町内全小中学校、児童館、つどいの広場を臨時休業としたところであります。なお、学童保育所も原則休所ではありますが、やむを得ない事情のある場合についてのみ児童の受け入れをしており、各保育所については感染予防に重点を置き、家庭での対応が可能な場合は休所していただくことで保護者の御理解、御協力をお願いしているところであります。

そのほか、町内の各事業所の対応ですが、高齢者等複合施設むすびれっじでは介護予防事業を3月17日まで休止、動物化石博物館では2月29日から3月4日まで休館となっております。

当町といたしましては、現在できる対応を行ってきているところでありますが、2月28日には文部科学省から全国小中高等学校等の春期休業開始日までの臨時休業についての要請が出されたほか、北海道知事が緊急事態宣言を行って週末の外出自粛を呼びかけるなど拡大防止に向け、現況下を踏まえた柔軟な対応がされているところであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として必要な経費につきましては、既存の予算で不足する分については予備費で対応させていただきますので、御理解をいただきますよう

よろしくお願いをいたします。

今後におきましても、国や北海道など関係機関から新型コロナウイルスに関する正確な情報の収集を行うとともに、関係機関との連携を密にして感染拡大防止に向け町を挙げて全力で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、御報告いたします。

次に、足寄町上下水道等事業経営戦略の策定について御報告いたします。

平成26年8月、総務省は公営企業及び公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業に対し、経営の的確な現状把握、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組む、徹底した効率化、経営の健全化を行うため、今後10年間にわたる経営戦略の策定を求めました。足寄町における上下水道等事業においても、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としているため、住民生活に密着したサービスの提供を将来にわたり安定的に継続することは重要な課題であることから、今般足寄町上下水道等事業経営戦略を別冊のとおり策定したところであります。

策定に当たっては、いずれの事業も送配水設備や排水管渠などのインフラ整備の投資や維持が経営における大半を占めているため、資産の把握とその更新に係る適切な計画が重要となりました。また、給水人口並びに排水人口の減少に伴って料金収入も減少していく想定となっており、費用面でのさらなる効率化や節減を求められるとともに、料金対象原価の適正な算定等が必要となりました。

なお、総務省は公営企業会計を適用していない簡易水道事業及び下水道事業について、令和5年度までの適用を推進していることから、本町におきましても本経営戦略をもとに今後適用を検討していくこととしております。

本経営戦略につきましては、今後足寄町ホームページ等で住民の皆様にご公表していく予定ですが、社会情勢の変化に伴い、

その内容を計画的に更新し、安定的なサービスの継続を図ってまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、御報告といたします。

以上、2点、行政報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

### ◎ 行政執行方針

○議長（吉田敏男君） 日程第5 行政執行方針について、町長から行政執行方針を申し述べます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、令和2年度行政執行方針を申し上げます。

令和2年第1回足寄町議会定例会の開催に当たり、私の町政執行に臨む基本姿勢と主要な施策につきまして所信を申し上げます。

昨年5月に、多くの町民に御支援をいただき足寄町長という重責を担わせていただいていたから10カ月がたちました。令和元年度の町政運営は、各種計画や予算に基づきおおむね順調に執行しております。

また、この1年本町では大きな災害もなく、町の基幹産業である農業については、春先から夏期に好天が続き、台風等の影響もほぼ受けることなく、農作物全般について豊作の1年となりました。

畜産関係につきましても、乳価の引き上げ、個体販売価格の安定、和牛市場価格が高水準で推移したことから、足寄町農業協同組合の令和元年の農業生産高は96億円と、過去2番目の取扱高とうかがっております。

地方自治を取り巻く状況は、国、地方とも厳しい財政状況が続いておりますが、「人にやさしいあしよろ！町民に寄り添い、人を大切にするまちづくり」を常に意識して、町民目線で誠心誠意、足寄町の発展に取り組む所存でありますので、引き続き議会議員各位の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

本町のまちづくりを進めていく上で指針となる足寄町第6次総合計画は、平成27年度から10年間の計画であります。この計画を時代の変化に応じた見直しを行い、着実に実施することが私の責務と考え、昨年12月の第4回定例会で報告をしました後期5カ年計画の推進を基本に、町民の誰もがこの足寄町に住んでよかったと認めていただける、安全で安心なまちの実現に向け、新年度予算編成に臨みました。

また、人口減少対策が本町における最重要課題であり、基幹産業の農林業をしっかりと支援をすることで、町の経済が安定し、過疎対策に結びつくものと考えており、この地で暮らすことに幸せを感じられる町を維持していくための施策をまとめた第2期足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略を本定例会に行政報告をさせていただく予定をしています。

地方創生、人口減少対策の大きな柱である子育て応援出産祝金贈呈・保育料完全無償化・学校給食費無償化・足寄高校存続に関する支援等の子育てと教育の支援は、その時々々の状況に応じた見直しを行い、安心して子育てできる町、足寄町を引き続き町外にアピールできるまちづくりを進めてまいります。

あわせて、産業の振興と雇用の場を創出するための取り組みや、時代の変化に合った福祉施策を進めるため、福祉施策全般の基本方針や目指すべき将来像等を盛り込んだ第2期足寄町地域福祉計画を令和元年度中に策定し、ひとり暮らしのお年寄りや障害者が安心して住み続けられる環境を充実させてまいります。

次に、令和2年度予算編成の重点方針を申し上げます。

1つ目は、安全・安心な住みよいまちづくりの推進。

2つ目に、産業振興の推進。

3つ目が、学びと文化のまちづくりの推進。

4つ目に、総合戦略による人口減少対策の推進。

5つ目に、医療と介護・保健・福祉の連携システムの推進。

以上、5点を基本に予算編成を行いました。

普通交付税を中心とした歳入が減少する一方、歳出にあつては新施設設の維持管理費の増、委託料等の物件費や公債費の増等により経常経費が年々増加していることから、住民生活に直結する予算の確保を優先し、投資効果の薄いもの、緊急性が低いもの、まだ更新しなくてもよいもの等は、実施方法の再検討や次年度以降に繰り延べを行っています。

以下、令和2年度各会計の予算案等につきまして、項目ごとにその概要を御説明申し上げます。

まず、地域活性化推進事業の取り組みにつきましては、町内建設業者施工による住宅・店舗等の新築及び増改築工事、賃貸住宅整備、住宅敷地舗装等を対象とした住環境・店舗等整備補助金を本年度から空き家解体を補助対象に加え、5,000万円の予算措置をいたしました。この取り組みにより、地域経済の活性化と住環境の改善に大きな効果があることから、引き続き制度のPRに努めます。

また、平成23年度から実施しているまちづくり活動支援補助金につきましても、引き続き住民参加によるまちづくりや住民の主体性が発揮できるまちづくり活動を行う住民グループを支援するため、1団体30万円を限度に補助を行うこととし、5団体分150万円の予算措置をいたしました。

ふるさと足寄応援寄附推進事業につきましては、本町の特産品を全国にPRするとともに寄附金収入の確保を図ることを目的に平成26年度から実施しており、特産品開発やPR活動を継続して行っていますが、自治体間の競争が激しく、令和元年度の収入は平成30年度を若干下回る見込みとなっています。

引き続き、特産品開発に努めるほか、メーンの寄附申し込み窓口であるインターネットポータルサイト数を2つ増の3つに広げ、寄

附金増につなげてまいります。

また、地方創生推進事業では、江戸の伝統を生かした十勝産品による新しい食文化の創出事業等を総合的・継続的に推進することにより、十勝18町村と東京都台東区・墨田区の関係人口の創出・拡大を目指すとともに、両地域がともに発展・成長し、共存共栄する新たな関係づくりを目指すため、十勝地域東京都台東区・墨田区連携事業を行うこととし、この事業に係る負担金を予算措置をいたしました。なお、本事業は令和2年度からの5カ年事業として取り組むこととしております。

また、移住施策の取り組みとして、引き続き移住希望者の募集や相談業務を行うとともに、北海道が運営するマッチングサイト支援の対象となる求人により、東京23区から足寄町に就職・就業した移住者等に100万円を支援する予算の措置をしております。

次に、公共施設等の管理につきましては、老朽化した施設の長寿命化対策として、上足寄集落センターの床面等の内部改修や公営住宅では東団地の屋根・外壁の塗装、給湯設備と浴室の改修、大誉地団地ではトイレの水洗化等を行うこととしており、次年度以降も計画的に改修等を進めてまいります。

交通安全の推進につきましては、昨年11月7日に交通事故死ゼロ3,000日を達成することができました。これもひとえに行政と関係団体等が連携を図り、交通安全思想の普及、啓発活動に地道に取り組んできた成果と考えております。

近年、高齢者による痛ましい交通事故も多く報じられていますが、交通安全指導員等による老人クラブを対象とした交通安全教室の開催、通学時の小中学生の安全を確保する街頭指導、交通安全キャンペーンなどを積極的に行い、町民誰もが交通事故に遭わない安全なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、自治会活動の推進であります。自治会は住民が地域で安心して生活していくために防犯・防災・福祉などさまざまな取り組

みを通して、住みよい地域づくりを進める中心となる組織であります。

地域コミュニティーの維持、地域の課題を地域で解決できる体制の整備、地域に住む人が孤立せず安心して住み続けられる地域の実現を目指して、花いっぱい運動や清掃等の取り組みを通じた環境美化活動や自主防災組織の設立への支援を初め、単位自治会と自治会連合会の活動に引き続き支援をしております。

次に、新エネルギー利用の推進では、資源とエネルギーの循環による地域経済の振興を進めるため、再生可能エネルギー導入補助金として、平成16年度より住宅用太陽光発電システムの導入支援をしておりますが、国の固定価格買い取り制度（FIT）にて一定の支援が行われていることから、令和2年度の需要を確認し、今後の補助制度の必要性の検討をすることとしております。

次に、福祉施策の推進について申し上げます。

子育て支援の充実につきましては、平成27年度に創設した子育て安心基金を財源に、引き続き出産祝金の支給を初め、認定こども園、へき地保育所、家庭的保育、そして学童保育所の保育料完全無償化を継続してまいります。

子育て支援施策の充実により、認定こども園、へき地保育所及び家庭的保育事業でお預かりする児童数の合計が、平成28年4月には172人でしたが、平成29年は197人、平成30年は206人、平成31年は205人、令和2年4月は197人の見込みとなっています。

子育て応援出産祝金にあつては、平成29年度1年間で33人の出生にお祝いをいたしました。平成30年度は50人、令和元年度は39人を見込んでおり、人口減少対策の一定の効果があらわれているものと捉えています。

また、子育て支援策のさらなる充実を図るため、乳幼児及び児童医療費助成に関する条

例の改正を行い、これまで対象外としていた所得制限を超える世帯に属する小中学生の通院及び入院に係る医療費の窓口負担につきましても、受給者証の切りかえ時期に合わせ、本年8月診療分から全額助成することといたしました。

高齢者福祉施策では、福祉課総合支援相談室を中心に医療機関や介護サービス事業所等の情報共有を一層進め、特に医療保険や介護保険の制度改革、介護保険サービスを取り巻く時代の変化に対応した特別養護老人ホームの建てかえ等も含めた、新たな医療と介護・保健・福祉の連携システムの構築に向けた取り組みを進めてまいります。また、町内の介護療養型老人保健施設に経営安定資金を助成し、介護サービスの円滑な提供を支援します。

介護人材の確保・育成事業としまして、修学資金貸付金、就業支援等補助金、介護福祉士資格取得等補助金等の制度を継続し、介護事業の円滑な運営を支援してまいります。さらに、足寄高校生や町民を対象とした介護職員初任者研修の資格を取得できる研修を町内で開催するための経費を計上しています。

また、市街地の屋内ゲートボール競技場屋根の老朽化が著しいことから、補修や塗装等を行うための工事費を計上しております。

次に、町民の命と健康を守る取り組みですが、予防検診経費といたしまして、令和元年10月から国保病院で開始したヘリカルCT肺がん検診のほか、PETがんやPET乳がん、脳ドック検診等の受診に引き続き支援を行います。

感染症対策では、令和元年度に引き続き、風疹の抗体保有率の低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、抗体検査と予防接種費用の公費負担を実施いたします。また、令和2年10月からロタウイルスワクチンが定期接種化となることから予算措置をしております。

また、ごみ処理につきましては、新たな分別・収集体制に移行して11カ月が経過し、



おおむね順調に収集が行われているところですが、今後、生ごみの水分除去の徹底、コンポストや生ごみ処理器購入に対する助成、自治会等による資源集団回収を初めとしたリサイクル活動の普及を図り、足寄町から排出されるごみの減量化に努めてまいります。

次に、農林業施策の推進について申し上げます。

平成31年3月に完成した芽登のJAあしよろバイオマスセンターは、固定価格買い取り制度（FIT）により、北海道電力に売電をしていますが、家畜排せつ物の受け入れ量が当初計画を下回っており、当初計画に比べて50%から60%の発電量となっていることから、家畜排せつ物等の投入原料の確保と発電量向上のためのさまざまな試行を行い、消化液や再生敷料の利用促進や販路拡大等、収支改善につながるあらゆる対策を進めていると、足寄町農協からお聞きをしております。

町といたしましても、家畜排せつ物を利用したバイオガスプラントの安定稼働が、足寄町における今後の大規模酪農経営、地域循環型農業推進の試金石と位置づけており、足寄町農業協同組合による健全なプラント運営が維持できるよう、行政としてどのような支援が可能か、検討を進めてまいります。

また、新町の温泉イチゴハウスにあっては、令和元年度に環境省の補助制度を活用し、ケアハウス銀河の里あしよろの余剰温泉水をイチゴハウス増棟分の暖房用熱源として供給するための管路工事と、温泉水に含まれている可燃性のメタンガスを抽出して発電するための設備工事を行いました。

温泉の自噴が安定しないことにより、発電施設に供給される温泉水の供給量が不十分であり、また寒冷地対策等を増強する必要があり、当初期待していた発電量に達していないことから、湯量と発電量確保のため、北海道立総合研究機構地質研究所の協力を得て、原因究明とその対策について検討を進め、電力と温泉熱の有効活用を図ってまいり

ます。

農業振興対策としましては、足寄町農業協同組合が平成31年度から令和5年度までの5カ年を計画期間として策定した地域振興計画に基づき、生産者と一丸となって足寄型農業の確立に向けた取り組みを進めていることから、足寄町の基幹産業の持続的発展を支えるため、行政としてできる限りの支援を行ってまいります。

個別の取り組みとして1点目は、平成25年度着工の道営草地畜産基盤整備事業（公共牧場整備）において、大規模草地育成牧場の施設整備及び生産者の草地整備を実施し、自給飼料の生産性向上を図ってまいります。

また、平成30年度着工の道営農業競争力強化基盤整備事業畑地帯総合整備（担い手育成型）足寄地区において、畑地帯の基盤整備及び湿害対策として令和2年度は区画整理、暗渠排水等の施工を進め、生産性・所得の向上を図ってまいります。

さらに、道営水利施設等保全高度化事業の営農用水整備事業として、中足寄地区及び西足寄地区において、令和元年から浄水場と配水管路の調査測量設計を実施しており、地域の水利施設の安定と経営安定を図ってまいります。

2点目は、農業担い手確保と育成対策であります。

これまで20戸が新規に就農を開始しており、昨年に就農した3戸のうち1戸は本町で初めての畑作の就農者であります。現在1組が新規就農志向者として準備を進めており、国の農業次世代人材投資資金事業と協調して就農支援を行ってまいります。

3点目は、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、足寄町農業再生協議会を中心に関係機関等と連携を強化し、将来にわたって農業と集落を維持するための取り組みに対し、積極的に支援してまいります。

4点目は、畜産経営の安定と向上を図るために、規模拡大等の意欲ある畜産農業者に対

する無利子の畜産振興資金貸付を継続してまいります。

5点目は、6次産業化の推進と農業人材育成事業として、チーズやイチゴ等を原料とした新たな特産品の開発やPR活動、施設園芸作物及び野菜栽培に係る人材育成を進めるために、引き続き地域おこし協力隊に係る予算措置を行っております。

次に、林業振興について申し上げます。

将来にわたって森林の恵みを享受できるまちづくりを進めるため、引き続き木質資源の循環と森林の公益的機能の維持増進を図るための管理運営を進めてまいります。

令和元年度から譲与されている森林環境譲与税を財源に、1つ目には森林整備の推進、2つ目には人材育成・担い手確保、3つ目には森林行政の体制強化を柱に、適正な森林施業と森林の保全、民有林振興につながる取り組みを足寄町森林組合と連携し、計画的かつ効果的に進めることとしています。

次に、商工観光振興対策について申し上げます。

まず1点目は、人口減少とともに市場規模が縮小する厳しい状況にあり、商工事業者は経営持続のために社会情勢に合わせた対応が求められています。足寄町商工会では、平成27年度より小規模事業者の持続的な発展を支援する経営発達支援計画を推進しており、平成30年度から小規模事業振興補助として、国の持続化補助金の対象とならなかったものの経営持続に必要と認められる経費について、支援を行っております。

また、中小企業者の経営安定化に資するため、中小企業特別融資制度及び融資保証料の補助などの支援対策を金融機関や商工会と連携して、引き続き行っております。

2点目は、これまで39回開催をしてきました足寄ふるさと花まつりにつきましては、スタッフ確保の課題や町民のお祭りとしての色合いが濃かったことから、ラワンブキ等の足寄町の特産品を広く発信し、より地域振興に結びつく効果的なイベントへの移行につい

て、足寄ふるさと花まつり実行委員会で検討が行われております。

実行委員会からは、現在の実行委員会の体制を維持し、昨年度の花まつり実行委員会への補助額内で、(仮称)足寄ふるさとラワンブキまつりとして、ラワンブキ収穫時期の6月下旬に道の駅あしよろ銀河ホール21を会場に開催する方向で検討を進めているとお話を受けており、第41回足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会実行委員会とあわせて、引き続き支援を行いたいと考えております。

3点目は、施設の老朽化により平成29年をもって閉店したオンネトー茶屋にかわる施設として、令和元年度予算で設計を進めているオンネトー新休憩舎についてであります。環境省が進めている国立公園満喫プロジェクトの一環として、また、オンネトーの魅力創造委員会の御意見等を踏まえ、補助金採択や工期等の調整が必要なこともあり、本年6月以降の議会に必要な予算の提案を予定しております。

4点目は、地場産品開発や起業等創出支援のお手伝いをする足寄町産業振興事業補助金を、本年度も引き続き予算措置しています。

5点目は、平成28年8月以降の台風により、大きな被害を受けたラワンブキ鑑賞圃場につきまして、あしよろ観光協会が行う苗の移植、堆肥等の施肥、雑草等の除去等の復旧業務に引き続き支援をしております。

6点目は、地域産業活性化事業の地域おこし協力隊であります。商工観光の活性化のために平成29年度に採用した協力隊員1名が3年の任期を終え、令和2年4月から町内で起業することになりました。引き続き特産品開発や観光振興を行う協力隊員2名を配置し、産業活性化を図っております。

次に、土木関係の事業について申し上げます。

地籍事業につきましては、計画に沿って平成30年度着手の2地区及び令和元年度着手の1地区について事業を進めてまいります。

また、中足寄・螺湾・上利別の一部19.

10平方キロメートルについて、令和2年度に新規地区として着手し、土地の位置づけの明確化を進めてまいります。

次に、除雪機械購入事業につきましては、平成13年度購入の除雪グレーダーの老朽化が著しいことから、国庫補助事業により更新を行います。

橋梁長寿命化修繕事業では、喜登牛1号橋外3橋の調査設計、開明橋外2橋の修繕を行います。

また、道路ストック修繕事業として、北3条通及び共励線の舗装修繕及び足寄白糠線の調査設計を行い、生活道路等の整備改善を図ります。

また、町道整備工事や傷んだ舗装の補修工事、街路灯のLED化等を総合計画に沿って進めてまいります。

公園事業につきましては、里見が丘公園再整備事業として、経年劣化が進んでいる野球場の改修及び公園灯の更新を、そのほかの公園につきましても長寿命化を図るために遊具や設備の修繕を計画的に進めます。

なお、里見が丘公園再整備事業につきましては、平成26年度に策定した再整備基本計画に基づきリニューアル整備を進めてまいりましたが、予定していた国庫補助金の補助対象範囲の縮小等により、当初計画していた内容で事業を進めることが財源的に厳しくなったことから、公園再整備検討委員会の御意見等を踏まえ、計画の見直し作業を進めており、本年6月の第2回定例会におきまして、その内容を行政報告させていただき予定しております。

次に、消防体制の推進についてであります。常備消防管理経費ではとちかち広域消防事務組合負担金等を、非常備消防管理経費では主に消防団に要する経費を計上しております。

とちかち広域消防事務組合の事業では、19消防署と消防局を結ぶ組合ネットワークを整備し、大規模災害時等における情報共有と業務連携の強化を図るとともに、財務会計等の

事務系システムやテレビ会議システムを整備し、一体的な組織運営の推進を図ります。

また、足寄消防施設費では消防自動車更新事業として、導入後25年経過し老朽化が著しい水槽つき消防ポンプ自動車1台を更新し、消防体制の充実強化を図ります。

また、消防庁舎空調設備設置工事では、足寄消防署事務所内のエアコンを整備し、執務効率の向上を図ります。

消防水利施設整備事業では、消火栓の新設工事1基と更新工事3基を計上し、有事の際の体制整備を進めます。

引き続き、町民の安全・安心を確保するため、消防署、消防団と関係機関が連携して地域実情や社会情勢に対応した消防行政の推進に努めてまいります。

また、複雑多様化する火災や各種災害、救急需要等に迅速かつ的確に対応するため、医療機関との連携、消防・救急・防災体制の充実強化を進めてまいります。

次に、防災関係について申し上げます。

平成30年度着手の防災行政無線施設更新事業は施設整備が完了し、戸別受信機の全世帯配備に向けた取り組みを進めておりますが、現在の配備状況は一般世帯1,887台、配備率は約57%で、町内企業には76台配備をしております。災害情報等を町内全世帯に確実に届けるために、今後も未配備世帯の解消に向けた取り組みを進めます。

また、頻発する異常気象や地震・火山噴火・大規模停電等の災害に備えるため、自分たちの地域を自分たちで守るための自主防災組織の結成に係る支援の強化を図るとともに、防災資機材の増強、避難所である子どもセンターへの非常用電源設備の整備を行います。

次に、国際交流について申し上げます。

平成2年のカナダ・アルバータ州ウエタスキウイン市との姉妹都市提携から30周年を迎えることを記念して、同市で6月に記念式典が開催されます。この式典に町長、議長、教育長等を中心とした代表団に加えて、両市

町の友好をさらに深めることを目的に、平成18年以来となる一般町民からなる親善使節団の派遣を予定しており、派遣経費として1,034万6,000円の予算計上をしています。また、本町においても、11月に記念式典の開催を計画しており、式典開催及びウエタスキウィン市からの訪問団受け入れ等に係る補正予算を9月議会に提案をさせていただき予定としてございます。

次に、特別会計について申し上げます。

特別会計及び企業会計では、それぞれの会計の設置目的に沿い、できるだけ簡素で効率的な会計運営を意識して事業執行を進めてまいります。

簡易水道事業につきましては、引き続き施設維持管理業務の充実と安心・安全な水道水の安定的な供給を図ってまいります。

公共下水道事業につきましては、西町7丁目から9丁目の污水管敷設、下愛冠1丁目及び4丁目の一部の污水管整備工事を実施し、整備効果の向上を図るとともに、污水管の高圧洗浄やカメラ調査を行い、適正な維持管理を行ってまいります。

また、下水終末処理場につきましては、長寿命化計画に基づき、土木、建築の改修工事を行います。

次に、介護保険特別会計にあつては、第7基介護保険事業計画の最終年度として、これまでの実績を踏まえて必要な予算措置を行ってまいります。

次に、介護サービス事業特別会計ですが、特別養護老人ホームの運営に当たっては、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努め、家庭的な雰囲気の中でその人らしい暮らしを保つことができるよう、利用者の健康保持、安全・安心な生活が送れる施設づくりを今後も進めてまいります。

また、現施設は老朽化が進んでいることから、足寄町における新たな医療と介護・保健・福祉の連携を進める上でも、現在の特別養護老人ホームをどのような規模・構成で改築すべきか、地域包括ケア等に係る国の動向

等を踏まえ、国保病院、さらには介護療養型老人保健施設あづまの里とも密な連携を図り、検討を進めてまいります。

次に、企業会計について申し上げます。

上水道事業につきましては、安心・安全な水道水の安定的な供給を図るために、老朽管路の更新と道路改良事業に伴う配水管敷設替事業を進めてまいります。

次に、国民健康保険病院事業会計についてありますが、町民が住みなれたこの町でいつまでも健康で安心して暮らし続けるために、安定した医療体制の確保は非常に重要であります。

地方において医師や看護師不足が深刻な状況にある中、常勤医師においては昨年7月末をもって内科医師1名が退職し、また平成30年度から2年連続で配置された地域枠医師についても、派遣元である大学医局の事情により令和2年度は配置されないこととなり、本年4月から内科2名、外科1名の計3名による診療体制となる見込みであります。

医師不足による診療機能の低下は、患者さんに不便と不安を与え、病院経営にも影響をもたらすことから、引き続き常勤医師の招聘に向けて最大限の努力をしてまいります。

患者さんへの対応においては、病院の理念・基本方針に掲げる「いたわり」と「おもいやり」のある病院づくりを重点課題と捉え、特に接遇面については御利用いただく患者さんの目線に立った改革を進めており、安心と信頼をもって受診していただける病院づくりに取り組んでまいります。

また、町内唯一の入院病床を有する24時間対応の救急告示医療機関として、急性期の患者さんの受け入れ及び高度医療機関で急性期治療を終えた患者さんのリハビリや在宅に向けた回復期機能を提供する地域医療機関としての体制を維持するとともに、財政健全化に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

以上、項目ごとの概要説明を申し上げますが、今回の予算編成に当たっては、財政の

健全化を念頭に置き、緊急性や必要性、経費の節減等を十分に考慮し、財源につきましては町税、地方交付税等においては不透明な部分が多いものの、過大にならないように算定し、限られた財源の効率的な配分や国の補助制度等を可能な限り活用し予算編成を行いました。

申し上げました内容を主として令和2年度の予算を編成いたしました。結果、各会計の予算案規模は、一般会計が90億6,926万9,000円、前年度当初比0.5%減。特別会計の計が29億4,653万8,000円、前年度当初比10.3%の減。企業会計の計が16億5,133万1,000円、前年度当初比3.5%の減。合計が136億6,713万8,000円、前年度当初比3.2%の減となりました。

一般会計の歳入では、前年度当初比で、町税は1.2%増の9億277万円を、地方交付税は3.3%増の42億6,197万5,000円を、基金繰入金は財政調整基金や公共施設建設等基金など7基金から27.1%増の7億9,422万2,000円を、町債においては辺地対策事業債や過疎対策事業債等29.5%減の7億6,293万2,000円を見込んでおります。

4月1日から会計年度任用職員がスタートすることになりますが、これまでの嘱託職員や臨時職員等が新たな仕組みと勤務条件で任用される大きな制度改正であり、今回提案しております予算では対応できず、補正予算の提案をさせていただく可能性があるものと考えております。

以上、令和2年度の一般会計、特別会計及び企業会計予算案の概要説明も含め、行政執行方針を申し上げます。

引き続き、限りある財源を効果的に活用し、健全財政の堅持に努め、簡素で効率的な行財政運営と働き方改革を進める一方、町民の皆様との対話を大切にして、誰もが「住民にやさしい役場」と感じていただけるよう、議会との連携のもと、協働のまちづくりを進

めてまいる所存でありますので、町議会議員並びに町民の皆様の一層の御支援と御協力をお願いを申し上げ、行政執行方針とさせていただきます。

**○議長（吉田敏男君）** ここで、暫時休憩をいたします。

11時15分まで休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

**○議長（吉田敏男君）** 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、教育委員会から教育行政執行方針を申し述べます。

教育長 藤代和昭君。

**○教育委員会教育長（藤代和昭君）** 議長のお許しをいただきましたので、令和2年第1回足寄町議会定例会の開催に当たり、足寄町教育委員会の所管行政の執行に関する方針について申し上げます。

最初に基本姿勢についてです。

学校教育では、学習指導要領の基本理念、生きる力の育成に向け、社会に生かされる確かな学力、円滑な人間関係を築く豊かな心、活動源となる健やかな体を育むため、学校と家庭及び地域が連携して教育の質を保証することが求められています。

一方、生涯学習では、情報及び知識基盤社会の進展に伴う情報提供や時代の要請を踏まえた学習機会、ライフステージに応じた学習内容などの充実を図り、自主的・主体的な学習活動を通して、その成果を自己実現やまちづくりに生かしていく持続可能な仕組みづくりを推進していかなければなりません。

足寄町教育委員会といたしましては、こうした状況を踏まえ、教育関連法や足寄町第6次総合計画及び第5次足寄町生涯学習推進計画などを基底に据え、総合教育会議の協議・調整を尊重し、学校や家庭、地域、関係機関、団体と連携を図りながら、地域の宝である子供たちの確かな学びと町民の生きがいとなる学び合いを推進してまいります。

以下、学校教育と生涯学習の推進につい

て、主な施策を申し上げます。

一つ目は、学校教育の推進についてです。

まず、社会に開かれた教育課程の適正実施に努めるとともに、生涯学習推進アドバイザーを活用した指導・助言や進行管理を通して、適正な管理運営を図ってまいります。

次に、保護者・地域に信頼され、安心して託される地域とともに歩む学校づくりに向け、教育委員会が主体性を発揮し、校長会議、教頭会議を通して、的確な指示及び指導の徹底を図ってまいります。

また、学校評議員会議、学校運営協議会や地域参観日の開催、保護者を含めた学校評価や地域教育資源の活用などを推進してまいります。

具体的な方策としまして、確かな学力では、町費による特別支援教育支援員及び足寄小学校への臨時教諭の配置による少人数指導や習熟度別学習、長期休業中の学習機会の提供、家庭への啓発活動などに取り組んでまいります。

また、全国学力・学習状況調査や足寄町生涯学習研究所の学力調査、分析を踏まえ、各小中学校に学力向上推進プランを明示し、主体的・対話的で深い学びの授業改善を通して学力向上を図ってまいります。

次に、豊かな心では、道徳教育を重視し、特別の教科道徳を通して命の大切さや思いやりの心の涵養、教育相談の充実、読書活動の推進、情報モラル教育の徹底等に取り組んでまいります。特に読書につきましては、想像力や共感性の豊かな感性を育む学校図書の実践に向け、引き続き図書の計画的な整備や町図書館との連携による定期的な巡回配本活動などに取り組んでまいります。

また、いじめは誰にでも起こり得る、犯罪である、命や人権にかかわる問題であるとの共通理解に立ち、足寄町いじめ防止基本方針に基づいた未然防止や早期発見及び迅速対応、学校・保護者・関係機関との速やかな連携などに努めるとともに、重大事案につきましては総合教育会議で協議、調整してまいり

ます。

そして、健やかな体では、全国体力・運動能力運動習慣等調査や新体力テストの実施結果を踏まえ、教科体育の充実や体力づくり運動の日常実践化に努め、体力向上や運動の習慣化を推進してまいります。

今日的な教育課題につきましては、食育では栄養教諭の効果的な活用を図り、食に関する指導を推進するとともに、学校給食の衛生・安全管理の充実に努めてまいります。また、魅力ある献立を通し、地場産食材の積極的な活用によるふるさと給食やリクエスト給食を継続し、安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

国際理解教育では、国際交流員を活用した小学校の英語教科や外国語活動及び中学校の英語教科などの支援を図り、英語力の向上や異文化理解など国際理解教育の推進に努めてまいります。

キャリア教育では、関係機関・団体等との協力・調整を図り、職場訪問体験学習などを通して、望ましい職業観や勤労観を培ってまいります。

防災・交通安全教育では、いつでもどこでも起こり得ることを想定し、各教科の関連学習内容や実施訓練を通して災害への適切な迅速対応に努めてまいります。

I C T教育では、児童生徒のプログラミング教育の必修化に伴い、児童生徒が主体的・論理的に学ぶための情報活用や課題解決などの能力育成に努めてまいります。

環境教育では、足寄中学校の太陽光発電装置を活用した環境保全やエネルギー教育を教育活動に組み入れてまいります。

特別支援教育では、社会的自立や合理的配慮を踏まえた個別指導計画や教育支援計画に基づいた教育活動の展開や学習支援員の継続配置、あしよろ子どもセンターとの連携など支援体制の充実に努めてまいります。

複式教育では、少人数のよさを生かしたきめ細かな指導計画による個に応じた指導や学習効果を高める集合学習及び町内的な交流学

習を支援し、地域環境の特性を生かした複式教育の充実に努めてまいります。

足寄高等学校の存続、2間口確保に向けた取り組みにつきましては、足寄高等学校振興会等関係団体と協議・連携し、通学費や海外研修派遣、足寄町学習塾、多目的交流施設などに引き続き支援を継続してまいります。

学校給食につきましては、子育てや人口減少の対策として引き続き小・中・高の児童及び生徒に無償提供をしてまいります。

教育環境につきましては、校舎の老朽化に伴う施設・設備の改修や教職員住宅の改築等を計画的に進めてまいります。

2つ目は、生涯学習の推進についてです。

「笑顔がつながる学びあいのまち」を基本理念とした第5次足寄町生涯学習推進計画を踏まえ、生涯学習社会の実現に向けた社会教育の充実に努め、地域教材などを組み入れた多様な学習活動や教員委員会ホームページを活用した情報発信及び町民ニーズの把握に努め、町民の生きがいときずなづくりを図ってまいります。

家庭教育につきましては、子供が最初に接する社会が家庭であることから、家庭教育学級や子育て支援・学習と交流の会すくすくの充実にさらに努めてまいります。また、あしよろ子どもセンターなどの子育てに携わる関係機関との連携により、家庭教育、子育て支援の充実に努めてまいります。

青少年教育につきましては、人間形成の基礎が培われる時期にさまざまな体験活動を通し、自立と共生に富んだ豊かな人材を育成することが望まれており、地域の自然・文化・歴史などの地域素材を生かした自然体験活動「すすめ！あしよろ☆冒険王」の実施を初め、各種ボランティア活動やスポーツ活動、文化・芸術活動などの支援と育成に努めてまいります。また、長期休業中の居場所づくりとしてチャレンジクラブを夏季間と冬季間にわたって実施し、学ぶ意欲や習慣化を図ってまいります。さらに地域の教育機関である北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄

や九州大学北海道演習林との連携を図ってまいります。

成人教育につきましては、今後のまちづくりにとって欠くことのできない重要な視点であり、情報提供やリーダー養成を図る学習機会の充実に努めてまいります。

また、ふるさと足寄100年塾生きがいスクールや学遊校の活動として、多様な講座やボランティア活動への積極的な参加など、高齢者の生きがいにつながる豊かな学び合いを支援してまいります。さらに、女性ならではの経験と感性によって活躍する社会が求められており、女性の仲間づくりやまちづくりを推進するための学習機会や情報提供に努めてまいります。

国際交流につきましては、姉妹都市ウエタスキウィン市から招聘している国際交流員を活用し、保育園児の英語遊び活動ペピーキッズや一般町民を対象とした英会話教室などを実施してまいります。

生涯学習の施設につきましては、町民センターと生涯学習館をまちづくり及びひとづくりに向けた学習拠点として位置づけ、学びやすく親しみやすい施設環境の充実に努めてまいります。とりわけ、図書館につきましては、図書の計画的購入や魅力ある事業及び情報発信を図り、町民が気軽に利用できる機能や利便性などの向上とともに、読書普及活動を推進してまいります。また、乳幼児・児童への読み聞かせや、乳幼児の絵本との出会いと親子の触れ合いなどを支援するブックスタート事業を継続して取り組んでまいります。さらに、本年度新たに策定する子どもの読書活動推進計画に基づき、子供がより読書に興味を持ち親しむことができるよう、学校などの関係機関・団体と連携を図りながら子供の読書活動を推進してまいります。

文化・芸術活動の推進につきましては、各種文化団体等が行う自主的な活動を通してすぐれた文化・芸術に触れる機会を提供し、地域文化の伝承や創作活動等を支援してまいります。

文化財につきましては、郷土資料館において町の歴史や発展の資料を数多く保存していることから、郷土の歴史や文化継承が町民や学校教育、社会教育にも有効活用できるよう資料の整理や展示の工夫、情報提供などに努めてまいります。

足寄動物化石博物館につきましては、企画・運営の工夫や発掘体験活動などにより入館者の充実に努めており、本町の象徴的な学術施設としてさらに価値を高めるための連携を図ってまいります。

体育・スポーツの振興につきましては、町民皆スポーツを目指し、「いつでも・どこでも・だれでも」スポーツに参加できる機会の拡充や各種スポーツ施設の安全点検並びに計画的整備を図ってまいります。

また、各関係機関・団体と連携し、指導者の育成や指導体制の充実に努めてまいります。さらに、各種スポーツ大会や出前教室、学校開放事業、総合型地域スポーツクラブの育成などを通し、スポーツの振興と普及に努めてまいります。

以上、令和2年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

町議会議員並びに町民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 次に、農業委員会から活動方針を申し述べます。

農業委員会会長 齋藤陽敬君。

○農業委員会会長（齋藤陽敬君） 議長のお許しを得ましたので、令和2年第1回足寄町定例会の開催に当たり、足寄町農業委員会の活動方針について申し上げます。

昨年の本町の農作物については、春先の好天により播種作業が順調に進み、夏期間の極端な高温の影響はありましたが、畑作全体としましては豊作基調の1年となりました。

小麦は播種後温暖な気候により分けつが進み、越冬後の茎数は例年以上となったことから大きな期待をしましたが、開花期の曇天と収穫前の高温の影響から、地区によっては収量格差が大きい作柄となりました。

豆類につきましては、7月下旬の高温の影響を受けてさや数が減少し、収穫の平均反収は平年作となりましたが、価格面においては需給環境が逼迫し品薄になったことから、堅調な推移となりました。

その他秋作物に関しましても、全般的に平年作以上の収量を確保することができました。

酪農については、前年度以上の乳量を確保し、また和牛を含めた個体販売価格は値下げ傾向であります。またまだ高値で推移しており、安定した畜産収入を確保しております。

昨年の本町の農業は全体的に好況の年であったと思います。本年についても、豊かな実りの秋を期待するところであります。

農業委員会の業務における活動方針について、次のとおり申し上げます。

1点目は、農地等の利用の最適化について申し上げます。

農業委員会の主たる業務は、農地等の利用の最適化であります。この業務を具体的に言うと、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進であります。

担い手への農地利用の集積・集約化については、担い手による優良農地の確保並びに農業経営の規模拡大のための農地の集積・集約化を図ります。特に、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社の実施する農地売買等事業を活用することにより、担い手に集積・集約できるよう推進してまいります。

耕作放棄地の発生防止・解消については、担い手の高齢化・後継者不足による農地利用の減少や、昨今の農業機械の大型化に伴う耕作不適地の遊休化が危惧されておりますが、現在も継続して取り組んでおります農地パトロール等の農地利用の実態を調査し、耕作放棄地の発生防止及び解消に向けて取り組んでまいります。もちろん農地として活用することを第一としますが、耕作不適地は農地以外



の利活用も視野に入れて、関係機関と協議してまいります。

新規参入の促進については、認定農業者・新規就農者等、意欲ある担い手に対して、農地の利用調整が図られるよう対応してまいります。また、農地所有適格法人及び参入法人に対して、農地利用について地域農業者等との調整、指導を図ってまいります。

農地等の利用の最適化の全体を通して、農業委員会は農地の保有及び利用等の情報提供等を目的として、人・農地プラン等地域における農業者による協議の場へ積極的に参加してまいります。

2点目に、法令所掌事務の実施について申し上げます。

農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律、その他法令に基づく農地行政事務を適切に実施してまいります。

農地の現地調査、利用調整会議を開催して、毎月の総会及び全員協議会において、農地の権利移動・転用等に関する事案について審議いたします。

3点目に、農業者年金の加入推進と家族経営協定の啓発について申し上げます。

農業者年金は、支払った保険料が全額社会保険料控除の対象となることから、昨年においては17名の新規加入の申し込みを受けることができました。

本年も、国民年金と合わせて老後の生活を豊かにするため年金相談会等を開催し、農業者年金の加入を推進してまいります。

家族経営協定については、なかなか普及は進まない状況ではありますが、農業経営において一番必要とするパートナーや後継者への啓発を、農業者年金加入の推進とあわせて図ってまいります。

4点目に、農業後継者パートナー対策事業について申し上げます。

平成21年より農業後継者パートナー対策委員会を設置し、対策委員会組織の一員として婚活ツアー等の事業を実施しております。

本年は三町コラボ婚活イベントイン釧路を主体として、帯広市で6回開催されるガチコン、スイーツパーティー、札幌市で開催される北海道ふれあいツアーを計画しております。また、結婚促進対策支援事業として、成婚へ導いていただいた方への謝礼、小さな出会いの場を企画・実施された方への支援、また対策委員会で計画した事業以外の婚活パーティーに参加を希望する方への支援を実施してまいります。

年々参加する方が減少し、開催するにも苦慮する場合がありますが、昨年の農業後継者パートナー対策委員会の事業に参加されていた2名の方が御成婚されました。

本年も多くの方が参加したくなるような企画を提供し、一組でも成婚できるよう、足寄町農業協同組合青年部等と協力してまいります。

最後に、情報発信の取り組みについては、足寄町ホームページ及び農業委員会だよりを通じて農業委員会情報を提供し、またインターネットを活用して農地情報等を公表します。

私たち農業委員は昨年4月1日から12名の新体制でスタートし、1年が過ぎようとしています。この間、半数の農業委員が新人ということから戸惑いもあったかと思いますが、日ごろの農業委員会活動及び研修会等への参加を通して、新たな視点も取り入れながら農地行政に取り組んでまいりました。

これからも担い手の皆様を初め、足寄町、足寄町農業協同組合及び一般社団法人北海道農業会議等関係機関と連携し、農地等の利用の最適化を推進してまいります。

以上、令和2年度足寄町農業委員会の活動方針を申し上げます。町議会議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 以上で、行政執行方針を終わります。

◎ 報告第5号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第5号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告第5号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

令和元年11月13日から令和2年2月10日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により報告する工事又は製造の請負は、2ページにございます別紙のとおり3件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 議案第10号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第10号定住自立圏形成協定の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第10号定住自立圏形成協定の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

3ページをお開き願います。

本協定の変更につきましては、昨年年第4

回定例会で行政報告をさせていただきました第3期十勝定住自立圏共生ビジョンについて、ビジョン原案をもとにパブリックコメントを実施し、このたび最終案が取りまとめられましたので、帯広市と十勝18町村との間で締結している定住自立圏形成協定について、協定書の変更が必要となるため、足寄町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により、議会の議決をお願いをするものでございます。

別紙といたしまして、4ページから9ページに定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書を、10ページから16ページに協定書の新旧対照表を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号定住自立圏形成協定の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第10号定住自立圏形成協定の変更についての件は、原案のとおり可

決されました。

### ◎ 議案第 11 号

○議長（吉田敏男君） 日程第 8 議案第 11 号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第 11 号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

17 ページをお開き願います。

令和元年 6 月 4 日第 2 回定例会におきまして議決をいただきました、足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に係る協定につきまして、協定の一部を変更するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

協定変更の

理由ですが、日本下水道事業団におきまして、工事における一般競争入札が不調となったことにより、同工事における随意契約の調整に時間を要し、協定期限内に履行が不可能となりましたことから、工事予定期間令和 2 年 3 月 30 日までを令和 2 年 9 月 30 日までに変更をお願いするものでございます。

なお、協定の事業費につきましては変更はございませんが、令和 2 年第 1 回臨時会において、繰越明許費の設定について議決をいただいております。

協定の相手方は、東京都文京区湯島 2 丁目 31 番 2 7 号。日本下水道事業団。代表者、理事長 辻原俊博氏でございます。

なお、18 ページに協定（案）を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第 11 号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第 12 号

○議長（吉田敏男君） 日程第 9 議案第 12 号十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

病院事務長 川島英明君。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

ただいま議題となりました、議案第 12 号十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更について

て、提案理由を御説明申し上げます。

19ページをお開き願います。

医薬品等の共同購入の事務管理及び執行を図るため、平成20年1月に設立された十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会につきまして、このたび構成町であります広尾町より、平成31年4月より地方独立行政法人へ移行したことに伴い、令和2年3月末をもって退会したい旨の申し出がなされました。

協議会組織の変更は、地方自治法第252条の6の規定により、各構成町の議会の議決が必要とされておりますことから、同協議会の規約の変更をお願いするものであります。

それでは、議案の内容について御説明いたします。

十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和2年3月31日をもって、十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会から広尾町を脱退させ、十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約を次のとおり変更する。

十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の一部を改正する規約。

十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約（平成20年1月30日告示）第1号の一部を次のように改正する。

第3条中、広尾町を削る。

附則ですが、この規約は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、改正規約に係ります新旧規約の対照表を右側に添付してございますので、御参照をお願いいたします。

以上のとおり、御提案申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案

理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第12号十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第13号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第13号町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第13号町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

20ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、令和2年4

月1日から導入される会計年度任用職員について、その任用形態や任用手続に応じた方法により、サービスの宣誓を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

町職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和30年条例第10号）の一部を次のように改正する。

職員のサービスの宣誓について規定する第2条に第2項といたしまして、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができるとの規定を加えるものでございます。

附則におきまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

20ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第13号町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

#### ◎ 議案第14号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第14号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第14号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

21ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、（仮称）芽登集落センターが完成し、本年3月23日から供用を開始するに伴い、施設の名称及び位置について所要の改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

足寄町公の施設条例の一部を改正する条例。

第1条による改正は、別表第1名称の欄に足寄町芽登集落センターを、位置の欄に足寄町芽登本町241番地1を加えるものでございます。

第2条による改正は、別表第1名称の欄から足寄町芽登生活改善センターを、位置の欄から足寄町芽登本町108番地を削るものでございます。

附則におきまして、第1条の規定は芽登集

落センター内に芽登郵便局が開局予定の3月23日から、第2条の規定は芽登保育所の開所日である4月1日から、附則2項準備行為の規定は公布の日から施行することとしております。

22ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第14号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第15号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第15号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第15号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

23ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、（仮称）芽登集落センターが完成し、本年4月1日から芽登集落センター内において芽登保育所を開設するに伴い、保育所の位置について所要の改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例。

第2条の表、芽登保育所の位置の欄中、108番地を241番地1に改めるものでございます。

附則ですが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

24ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第15号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第16号

○議長(吉田敏男君) 日程第13 議案第16号乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長(佐々木雅宏君) ただいま議題となりました、議案第16号乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書25ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、本町の現状では15歳以下の子供に対して医療費の助成を行っておりますが、課税世帯に属する子供に総医療費の1割の窓口負担を残しているところでございます。しかしながら、十勝管内ではほとんどの町村が課税世帯、非課税世帯関係なく15歳以下の子供の窓口負担の全額助成を実施しており、中には18歳まで助成を拡大している町村もございます。また、所得の基準を超えると対象としない所得制限を撤廃している町村がほとんどでありますことから、15歳以下の子供の窓口負担の全額助成を行いたく条例改正の提案をさせていただきます。

改正の内容について、御説明いたします。

乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

第2条第6項の一部負担金の規定でございますけれども、この条項を削り、以下の項を繰り上げる改正を行います。

次に第3条第3号に規定いたします基準以

上の所得がある保護者に監護される乳幼児及び児童を助成対象から除外する規定を削りまして、以下の号を繰り上げ、第7条第2項中に改正対象となっている条項が引用されておりますので、これを改めるものでございます。

附則として、第1項として令和2年8月1日から施行することとしており、本年8月診療分から窓口負担の全額助成を実施する所存でございます。また、第2項は8月1日より前に受診した医療費については、なお従前の例により助成することとする経過措置について規定するものでございます。

ここで、今回改正する乳幼児及び児童医療費に対する医療費助成と重度心身障害者並びにひとり親家庭の医療費の助成との兼ね合いについて加えて御説明申し上げます。

本町は重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費助成においても、15歳以下の助成対象者がおります。現行の条例では15歳以下の子供に関して、乳幼児及び児童医療費の助成内容と同じ内容で助成を行っております。今回、重度並びにひとり親家庭の医療費助成については条例改正を行っておりませんので、所得制限が残りますが、乳幼児及び児童医療費に関する条例改正後、重度並びにひとり親、乳幼児、それぞれの規則を改正し15歳以下について重度並びにひとり親、乳幼児及び児童医療の各医療費助成制度の助成内容を同じにした上で、本来重度並びにひとり親の医療費助成制度の受給者でありながら、所得制限を超えたとしても所得制限のない乳幼児及び児童医療費の助成制度の対象とすることで、15歳以下の全ての子供の医療費の窓口負担の全額助成を行う仕組みといたすものでございます。

議案書26ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照願います。

以上、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案

理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第16号乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第17号

○議長(吉田敏男君) 日程第14 議案第17号足寄町医師等修学資金貸付条例及び足寄町介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長(保多紀江君) ただいま議題となりました、議案第17号足寄町医師等修学資金貸付条例及び足寄町介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

27ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、債権関係の規定が見直されることに伴

い所要の改訂を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

足寄町医師等修学資金貸付条例及び足寄町介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例。

第1条による改正は、足寄町医師等修学資金貸付条例の貸付金額を償還する際に算定する利息相当額の利率等を規定する。

第7条第1項中、「年5%の割合」を「最初の借用書を提出した日における法定利率」に改めるものでございます。

また、第2条による改正は、同様に足寄町介護福祉士修学資金貸付条例の第8条第1項中、「年5%の割合」を「最初の借用書を提出した日における法定利率」に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしており、経過措置として、この条例による改正後の足寄町医師等修学資金貸付条例及び足寄町介護福祉士修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に借用書を提出する者に係る修学資金について適用し、同日前に最初の借用書を提出した者に係る修学資金については、なお従前の例によることとしております。

28ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めま



す。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号足寄町医師等修学資金貸付条例及び足寄町介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第17号足寄町医師等修学資金貸付条例及び足寄町介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第18号

○議長(吉田敏男君) 日程第15 議案第18号足寄町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、議案第18号足寄町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

29ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、ただいま議決をいただきました議案第17号と同様に、民法の一部を改正する法律等が令和2年4月1日から施行されるに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

足寄町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

足寄町営住宅管理条例(平成9年条例第14号)の一部を次のように改正する。

住宅の明け渡し請求を行ったときに徴収する額の利率等を規定する第39条第3項中、「年5%の割合」を「法定利率」に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

30ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号足寄町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第18号足寄町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第19号

○議長(吉田敏男君) 日程第16 議案第19号足都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長(増田 徹君) ただいま議題と

なりました、議案第19号足寄都市計画土地  
区画整理事業施行規程に関する条例の一部を  
改正する条例について、提案理由の御説明を  
申し上げます。

31ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、民法の一部  
を改正する法律等が令和2年4月1日から施  
行されることに伴い、所要の改正を行うもの  
でございます。

改正の内容について申し上げます。

足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に  
関する条例の一部を改正する条例。

足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に  
関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中、「年6%」を「法第1  
03条第4項の規定による公告があった日の  
翌日における法定利率」に改めるものでござ  
います。

附則といたしまして、施行期日につきまし  
ては令和2年4月1日からとし、経過措置と  
いたしまして、この条例の施行の日の前々日  
までに土地区画整合法第103条第4項の規  
定による公告があった場合における同法第1  
10条第2項の規定による分割徴収に係る清  
算金に付すべき利子の利率については、なお  
従前の例によるものとしております。

32ページに新旧対照表を添付しておりま  
すので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます  
ので、御審議のほどよろしくお願いを申  
申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案  
理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま  
す。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま  
す。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号足寄都市計画土地  
区画整理事業施行規程に関する条例の一部を  
改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成  
の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第19号足寄都市計画土  
地区画整理事業施行規程に関する条例の一部  
を改正する条例の件は、原案のとおり可決さ  
れました。

#### ◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程  
は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、3月11日、午前10時よ  
り開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午後 1時26分 散会

令和2年第1回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会議長

足寄町議会議員

足寄町議会議員